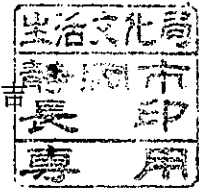


静岡市告示第 365 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による静岡市蒲原六番向道下土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の字の区域を変更するので、地方自治法第260条第2項及び静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成22年7月6日

静岡市長 小 嶋 善



清水区蒲原字六番向道下に編入する区域

清水区蒲原字六番向道上5097番1、5097番10及び字稻荷上5371番2